

# 1. アンケート調査の概要

## (1) 調査の目的

第三次環境基本計画を見直し、平成 24 年 4 月に閣議決定された第四次環境基本計画では、今日の環境に関する状況・課題を幅広くかつ的確に把握し、長期的な視野に立って我が国の環境政策の方向性が提示されている。第四次環境基本計画に掲げられた事項の着実な実行のために、まずは地方公共団体の環境保全に関する取組の状況等を把握することが必要となるため、地方公共団体の環境保全に関する取組状況についてのアンケート調査を実施した。

なお、地方公共団体を対象とした環境基本計画の実施状況に関わる同様の調査は、平成 13 年度、平成 15 年度、平成 18 年度、平成 19 年度、平成 20 年度、平成 21 年度、平成 22 年度に実施されている。

本調査の主たる調査項目は、以下の 6 つである。

- ① 環境施策の基本となる条例及び計画
- ② 環境施策の実施状況
- ③ 事業者との関係
- ④ 住民又は住民団体との関係
- ⑤ 民間団体（環境NPO等）との関係
- ⑥ 他の地方公共団体との関係

## (2) 調査の時期と回収状況

全ての地方公共団体すなわち 1,789 団体(47 都道府県、20 政令指定都市、東京都 23 特別区および 1,699 市町村)を対象として、平成 25 年 2 月中旬から同年 3 月中旬にかけて WEB 上で回答をする方式及び調査票を郵送発送・郵送回収するアンケート形式で実施した。期間内に 1,194 団体から回答が寄せられ、有効回収率は 66.7%である。

|        | 発送数   | 有効回収数 | 有効回収率 | 回収構成割合 |
|--------|-------|-------|-------|--------|
| 都道府県   | 47    | 35    | 74.5% | 2.9%   |
| 政令指定都市 | 20    | 15    | 75.0% | 1.3%   |
| 特別区    | 23    | 22    | 95.7% | 1.8%   |
| 市      | 769   | 602   | 78.3% | 50.4%  |
| 町      | 746   | 430   | 57.6% | 36.0%  |
| 村      | 184   | 90    | 48.9% | 7.5%   |
| 合計     | 1,789 | 1,194 | 66.7% | 100.0% |

### (3) 調査の内容

---

#### I 地方公共団体の概要

- 問 I -1 都道府県、市区町村の構成比
- 問 I -2 人口

#### II 環境施策の基本となる条例及び計画

- 問 II -1 環境施策の基本となる条例及び計画の策定状況
- 問 II -2 環境施策の基本となる条例及び計画の策定に当たった住民等からの意見取入の実施状況
- 問 II -3 環境施策の基本となる計画の策定に関連する基本計画の参考状況
- 問 II -4 環境施策の基本となる計画の事業者や住民等への普及・啓発活動の実施状況
- 問 II -5 環境施策の基本となる計画の実施に当たった住民等からの意見取入状況
- 問 II -6 環境施策の基本となる計画に基づく施策の実施状況の点検

#### III 環境施策の実施状況

- 問 III -1 環境施策の実施状況
- 問 III -2 環境施策に関連する情報の整備及び提供の取組
- 問 III -3 環境施策に関連する情報提供の方法
- 問 III -4 環境施策推進過程における住民等の意見取入の方法
- 問 III -5 環境保全に係る取組への参加人数

#### IV 事業者との関係

- 問 IV -1 事業者との連携・協働の実施状況
- 問 IV -2 事業者との連携・協働に至った経緯

#### V 住民又は住民団体との関係

- 問 V -1 住民、住民団体との連携・協働の実施状況
- 問 V -2 住民、住民団体との連携・協働に至った経緯

#### VI 民間団体（環境NPO等）との関係

- 問 VI -1 民間団体（環境NPO等）との連携・協働の実施状況
- 問 VI -2 民間団体（環境NPO等）との連携・協働に至った経緯
- 問 VI -3 民間団体（環境NPO等）を対象とした支援・育成施策の実施状況

#### VII 他の地方公共団体との関係

- 問 VII -1 都道府県、政令市との連携・協働の実施状況
- 問 VII -2 市区町村との連携・協働の実施状況

### 【本報告書を読む際の留意点】

- ・本調査は全国のすべての自治体を対象とした調査であるが、各回答割合の算出では、全国の自治体数（母集団数）ではなく、調査票を回収した自治体数または属性別自治体数を基数(n)とし、この基数を100%にした回答割合の算出を行っている。
- ・各自治体から得られた回答は、エラーチェックを行い、前問の回答内容による分岐にしがっていない回答については、集計対象から除外している。
- ・前問の回答内容による分岐がある場合、調査票を回収した自治体数または属性別自治体数ではなく、回答が必要となる自治体数または属性別自治体数を基数(n)としている。
- ・単一回答の間については基数(n)から「無回答」の除外は行っていない。
- ・複数選択回答の間については、本来回答すべき自治体数を基数(n)とし、無回答は除外している。
- ・回答割合は少数点以下第2位を四捨五入しているため、単一回答の設問でも回答割合の合計が100.0%とならないものもある。
- ・複数選択肢のものについては図表に【MA】と記載している。